

# 「三位一体改革」下での人権・同和行政の推進及び指定管理者制度導入に関する要請書（2004年12月24日付）に対する回答

2005（平成17）年2月24日

## 1 「三位一体改革」下の人権・同和行政の推進について

（1）「三位一体改革」の下で、差別撤廃・人権確立にかかわる重要施策が、国と地方自治体間での政争の具にされて陥没することがないように十全に配慮し、「従来の成果を損なうことのないように」推進されたい。

（答）

いかなる状況の下であっても、差別がある限り、人権行政を進めていく必要があると考えています。

これからも、人権教育・啓発推進法や高知県人権尊重の社会づくり条例に基づき、これまで行政が進めてきた同和問題をはじめとする人権に関する施策の成果を損なうことのないよう、人権意識の高揚や啓発に努めていきたいと考えています。

（2）その際、今後の部落問題解決にあたっては、「福祉」、「就労」、「教育・啓発」、「まちづくり」等が重要な課題であることを踏まえ、明確な政策的位置付けを行われたい。

（答）

県行政の柱として4つの重要課題を掲げて取り組んでいますが、中でも、現在のきわめて厳しい経済不況や雇用の状況にかんがみ、平成17年度は特に「産業の振興と雇用の拡大による経済の基盤づくり」を最重要課題として予算編成を行いました。

また、あわせて、こども、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域づくりのため、福祉施策にも重点的に取り組んでいます。

さらに、同和問題などの人権課題に係る教育や啓発につきましては、「高知県人権施策基本方針」や「高知県人権教育基本方針」に基づき積極的に取り組んでいますし、また、人権尊重の社会づくり事業や人権ふれあい支援事業、地域コミュニティセンター支援事業などにより、それぞれの地域を主体とした人権のまちづくりを進めています。

（3）特に、次の事項については、特段の配慮を行われたい。

部落問題・人権課題の解決のための重要な社会資源である隣保館活動をさらに充実させ、活性化させる等、地域福祉にともなう施設に特段の配慮をすること。

（答）

隣保館は、「地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」施設ですので、県としても、隣保館がそうした目的を果たせるよう、国の補助制度を活用した運営費補助だけでなく、県単独の「地域コミュニティセンター支援事業費補助金」によって、地域住民の交流の促進などを支援しています。

部落問題解決への最重要課題である仕事保障や雇用創出のために、自立就労の支援にともなう施設に特段の配慮をすること。

（答）

全国的に雇用情勢は改善されつつありますが、産業基盤の弱い本県では、離転職者や若年者層の就職はまだまだ厳しい状況におかれています。

仕事につくためには、求人ニーズにあった技術や知識を身に付けることが求められます。

県では、就職を希望されておられる方々に必要な職業訓練を、高知高等技術学校や中村高等技術学校で行っているほか、県内の専門学校や各種学校に委託して職業訓練を実施していますし、その中で、求人情報の提供や面接による就職相談をあわせて行っています。

今後とも求人ニーズを的確にとらえて、就職への支援に取り組んでいきます。

< 共同作業所に対する支援について >

県内の共同作業所の多くは、景気の低迷や中国などからの安価な製品の輸入等により、仕事の総量が激減しており、採算が厳しくなっています。

県としても、市町村からの要請に応じて共同作業所の経営診断を行ったり、県外の企業に対して県内の共同作業所を紹介する、などの支援を行っています。

( 商工労働部 )

差別を解消し、人と人との豊かな関係づくりを推進するために周辺地区との一体化をはかる「人権のまちづくり」促進・支援の施策に特段の配慮をすること。

( 答 )

差別を解消し、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いです。

このため、県では、この隣保館の運営に対する国の補助制度や、隣保館など、地域福祉の一翼を担うコミュニティセンターに対する県単独の補助制度（地域コミュニティセンター支援事業費補助金）によって、人権のまちづくりの促進・支援を行っています。

2 連続差別落書事件など相次ぐ部落差別事件の実態と県の対応を明らかにするとともに、部落差別による人権侵害の被害救済と部落差別事象の発生防止について見解を示されたい。

また、県人権尊重の社会づくり協議会委員に部落問題の被差別当事者を選任されたい。

( 答 )

< 差別事象の実態について >

差別事象の件数は、平成15年度が83件（落書75件、発言2件、書簡4件、表記1件、その他1件）、平成16年度が、昨年末現在で64件（落書63件、発言1件）となっています。

この中で、平成15年度に連続して26件書かれた差別落書きについては、昨年8月に高知警察署に自首していますが、本人が統合失調症（精神病）ということもあり、昨年12月に不起訴処分となりました。なお、本人に対する今後の対応につきましては、高知市と協議し、啓発に努めていきます。

また、もう一方の、平成15年度40件、平成16年度57件と、高知市内や近郊で発生した連続差別落書きは、その筆跡等から同一人物が繰り返し行っているものと推測されますが、極めて執拗でかつ悪質な行為であり、県としてもたいへん憤りを感じています。

昨年（平成16年）1月中旬に高知新聞に掲載された後、しばらく止んでいましたが、昨年の夏頃から再び連続して発生しました。年末以降は沈静化しています。

なお、1月下旬には、警察が似顔絵を公開し、高知新聞をはじめ、読売新聞や朝日新聞といった全国紙にも掲載されました。

< 県の対応について >

県も、法務局や警察、関係市町村との連絡会議の開催や、警察への取り締まりの強化の

依頼、県有施設の管理者である高知土木事務所や河川事務所、港事務所などへの見回り強化の依頼、人権課職員によるパトロールなどを行うとともに、庁内でも、人権施策推進委員会や企画会議（各部署の主管課長の会）などで状況を説明し取り組みを強化するなど、可能なかぎり対策を講じてきました。

< 部落差別の被害救済について >

県としても、人権が侵害された場合の被害者に対する実効ある救済措置が必要であると考え、平成14年11月、「実効ある人権擁護法の早期成立についての要望書」を法務大臣あてに提出しました。なるべく早い時期に「人権擁護法」が制定されるよう、期待しています。

< 差別事象の発生防止について >

真に人権が尊重される社会をつくっていくことは、誰もが願っていることであります。このため、県では、平成10年に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育や啓発などに取り組んでいます。そうした中で、依然として、こうした差別落書き事件が、それも執拗に連続して発生したことについては、大変残念に思っていますし、憤りを感じています。こうした差別事象の発生防止のためには、やはり、人権意識を高める教育や啓発を徹底するしかありません。県としては、今後も引き続き、差別意識の解消に向け、関係機関と連携を取りながら、再発防止に向けた取り組みを粘り強く行っていきます。

< 人権尊重の社会づくり協議会の委員について >

人権尊重の社会づくり協議会の委員については、同和問題について専門的な知識や経験を有する方の代表としてふさわしい方がおいでましたら、ぜひ、推薦していただきたいと考えています。

**3 政府に対し、廃案となった「人権擁護法案」の修正論議の経過と到達点さらにはパリ原則を踏まえて、差別や人権侵害に苦しむ当事者を救済できる「人権委員会」設置を中心とする人権侵害救済に関する法律の早期制定を強く要請されたい。**

(答)

人権が尊重される社会の実現に向けては、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発のより積極的な取り組みはもとより、人権が侵害された場合の被害者に対する実効ある救済措置が必要であると考えています。

このため、県も、平成14年11月、

- 1 新たに設置する人権委員会は、政府からの独立性を確保すること。
- 2 地方においても、迅速で実効ある救済措置が講じられるよう、国の機関として、地方人権委員会の整備を図ること。
- 3 人権擁護委員については、地域で実効ある救済活動などが行われるよう、必要な専門性や経験を有する人材の確保を図ること。

以上3項目を明示し、「実効ある人権擁護法の早期成立についての要望書」を法務大臣あてに提出しました。

政府が今国会に「人権擁護法案」を一部修正（メディア規制に関する規定を凍結）したうえで再度提出するという報道がされましたし、法務省でもその方向で検討していると聞いています。

県としては、真に人権が尊重されるための法律となるよう、国会の場で充分議論を尽くしていただき、なるべく早い時期に、実効ある人権侵害救済ができるようになることを期待しています。

#### 4 「指定管理者制度」導入に関して

(1) 部落内の公的施設の管理・運営について、「直営」方式、「指定管理者」方式のいずれで対応する方針であるのか、判断根拠も含め明らかにされたい。

また、「同和問題の解決に資する」という施設の特性、歴史的経緯も踏まえて、「部落問題解決の公的責任」を各施設についてどのように果たしていくのか明らかにされたい。

(2) 新制度導入のもとにおいて、部落内公的施設の「これまでの成果を今後の同和行政・人権行政に引き継ぐ」ための対応策を示されたい。

(3) 部落内の公的施設の指定管理者への移行に関しては、部落解放・人権の視点に立脚し、施設の「設置条例」の目的に「同和問題の解決に資する」との趣旨を明記されたい。

(4) 部落内の公的施設を「指定管理者制度」の対象とする場合、その指定民間団体の選定にあたっては差別撤廃・人権確立の観点から、下記のような選考基準を設けられたい。

部落出身者の積極的雇用の状況

応募団体における公正採用選考人権啓発推進員の設置状況

障害者の法定雇用率の状況

個人情報保護など人権に関する取り組み状況

就職困難者への就業支援の取り組み状況

その他人権研修など人権に関する諸取り組み姿勢の状況

(答)

「指定管理者制度」は、地方自治法の改正（H15.6.6 成立、H15.9.2 施行）により創設された制度で、地方自治法第244条に規定されている「公の施設」（例えば、保育所や児童館、公民館、図書館など）の管理について、これまで、地方公共団体が直営で行ったり、地方公共団体が1/2以上出資する法人に管理委託していたものを、今後は、地方公共団体の直営か、または、民間事業者等を含む「指定管理者制度」に移行するかにならなければならないことになったものです。

この改正は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」です。（H15.7.17 総務省自治行政局長通知より）

この「指定管理者制度」導入に当たっては、指定管理者の指定の手続きや、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要事項を条例で定めるとともに、指定に当たっても、議会の議決を経なければならないことになっています。

今後、それぞれの「公の施設」の管理者がその方式を決めることとなりますので、各市町村が管理・運営している「公の施設」については、それぞれの市町村で、「直営」にするか「指定管理者制度」を導入するかが検討されることとなります。